

地域生活支援事業 指導調書

訪問入浴サービス

事業所名

実地指導日

令和 年 月 日

宮崎市指導監査課

調書中の留意事項

○ 調書中の略表記については、以下のとおり。

| | |
|-----------|--|
| 18 厚令 171 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 |
| 指定要綱 | 宮崎市指定地域生活支援事業サービス事業者の指定に関する要綱 |
| 実施要綱 | 宮崎市訪問入浴サービス事業実施要綱 |
| 介護基準 | (介護保険法に基づく) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 |

○ グレーで行全体を着色している項目は、令和2年7月17日付け厚生労働省通知により「特段の事情がない限り確認を行わないものとする」と、取扱いが変更されたため、基本的に実地指導での確認は行いませんが、事業所チェック欄の記入は行ってください。(なお、確認しないこととした項目や文書であっても、法令等の遵守は事業者等の責務であり、確実に遵守すべきものです。仮に実地指導において指定基準違反や不正請求等が疑われる場合には、事実関係を的確に把握するため、標準確認項目及び標準確認文書以外のものについても調査する場合があります)

○ 事業所チェック欄(適・否・非該当)の該当部分に○を記入してください。

○ 連絡事項等がある場合は、備考欄に記入してください。

○ 指導調書は2部作成の上、1部は事業所控えとして保管し、1部は実地指導実施日の1週間前までに、指導監査課へ提出してください。

○ 印刷の際は、A4で両面印刷を行った上、資料の上部をホッチキス止め(2か所止め)してください。

第1 基本方針（実施要項）

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書 | 事業所チェック | 備考欄 |
|-----------|---|---------|---------------|---------|-----|
| 1 サービスの内容 | 指定訪問入浴サービスは、地域における身体障がい児（者）の生活を支援するため、利用者の居住地へ入浴車を派遣してサービスを提供し、身体障がい児（者）の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものとなっているか。 | 実施要綱第2条 | 運営規程 ケース記録 | 適・否・非該当 | |
| 2 利用者 | 指定訪問入浴サービスの利用者は、市内に居住する身体障がい者手帳1級の所持者又は難病等の者で、次の各号のいずれにも該当する者であるか。 ただし、介護保険制度の対象となる者については介護保険でのサービス利用を優先するものとする。 ① 常時臥床、又はこれに準ずる状態にあり、家族だけでは入浴させることが困難、かつホームヘルプ等の他のサービスを利用しても入浴が困難な者 ② 入浴可能な健康状態にある者 | 実施要綱第3条 | 受給者証の写し | 適・否・非該当 | |
| 3 利用回数 | 指定訪問入浴サービスを利用できる回数は、利用者1人当たり週3回までとしているか。 | 実施要綱第6条 | ケース記録 | 適・否・非該当 | |

第2 人員に関する基準（指定要綱別表1）

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書 | 事業所チェック | 備考欄 |
|----------|--|-------------|--|---------|-----|
| 1 従業者の員数 | （1）指定訪問入浴サービスの事業を行う者（以下「指定訪問入浴サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問入浴サービス事業所」という。）ごとに置くべき指定訪問入浴サービスの提供に当たる従業者（以下「訪問入浴サービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとなっているか。 ① 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 1人以上 ② 介護職員 2人以上 | 介護基準第45条第1項 | 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 勤務体制一覧表 従業者の資格証 | 適・否・非該当 | |
| | （2）前項の訪問入浴サービス従業者のうち1人以上は、常勤となっているか。 | 介護基準第45条第2項 | | 適・否・非該当 | |
| 2 管理者 | 指定訪問入浴サービス事業者は、指定訪問入浴サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし、指定訪問入浴サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 | 介護基準第46条 | 管理者の勤務形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 勤務体制一覧表 従業者の資格証 | 適・否・非該当 | |

第3 設備に関する基準（指定要綱別表1）

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書 | 事業所チェック | 備考欄 |
|---------|--|----------|------------|---------|-----|
| 設備及び備品等 | 指定訪問入浴サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴サービスの提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えているか。 | 介護基準第47条 | 適宜必要と認める資料 | 適・否・非該当 | |

※グレーで着色した部分は、令和2年7月17日付け厚生労働省通知により「特段の事情がない限り確認を行わないものとする」と、取扱いが変更されたため、基本的に実地指導での確認は行いませんが、事業所チェック欄（適・否・非該当）の記入は行ってください。（以下同様）

第4 運営に関する基準（指定要綱別表1）

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書 | 事業所チェック | 備考欄 |
|--------------------------|--|--------------------------|--|---------|-----|
| 1 内容及び 手続の説明 及び同意 | （1）指定訪問入浴サービス事業者は、支給決定障がい者等が指定訪問入浴サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定訪問入浴サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 | 18 厚令 171 第 9 条第 1 項 | 重要事項説明書 利用契約書（利用者または 家族の署名捺印） | 適・否・非該当 | |
| | （2）指定訪問入浴サービス事業者は、社会福祉法第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。 | 18 厚令 171 第 9 条第 2 項 | 重要事項説明書 利用契約書（利用者または 家族の署名捺印） その他利用者に交付した 書面 | 適・否・非該当 | |
| 2 契約支給 量の報告 等 | （1）指定訪問入浴サービス事業者は、指定訪問入浴サービスを提供するときは、当該指定訪問入浴サービスの内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障がい者等の受給者証に記載しているか。 | 18 厚令 171 第 10 条第 1 項 | 受給者証の写し | 適・否・非該当 | |
| | （2）契約支給量の総量は、当該支給決定障がい者等の支給量を超えていないか。 | 18 厚令 171 第 10 条第 2 項 | 受給者証の写し 契約内容報告書 | 適・否・非該当 | |
| | （3）指定訪問入浴サービス事業者は、指定訪問入浴サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 | 18 厚令 171 第 10 条第 3 項 | 契約内容報告書 | 適・否・非該当 | |
| | （4）指定訪問入浴サービス事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、（1）から（3）に準じて取り扱っているか。 | 18 厚令 171 第 10 条第 4 項 | 受給者証の写し 契約内容報告書 | 適・否・非該当 | |
| 3 提供拒否 の禁止 | 指定訪問入浴サービス事業者は、正当な理由なく指定訪問入浴サービスの提供を拒んではないか。 | 18 厚令 171 第 11 条 | 適宜必要と認める資料 | 適・否・非該当 | |
| 4 連絡調整 に対する協 力 | 指定訪問入浴サービス事業者は、指定訪問入浴サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 18 厚令 171 第 12 条 | 適宜必要と認める資料 | 適・否・非該当 | |
| 5 サービス 提供困難時 の対応 | 指定訪問入浴サービス事業者は、指定訪問入浴サービス事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問入浴サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定訪問入浴サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 18 厚令 171 第 13 条 | 適宜必要と認める資料 | 適・否・非該当 | |
| 6 受給資格 の確認 | 指定訪問入浴サービス事業者は、指定訪問入浴サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。 | 18 厚令 171 第 14 条 | 受給者証の写し | 適・否・非該当 | |
| 7 地域生活 支援給付費 の支給の申 | （1）指定訪問入浴サービス事業者は、訪問入浴サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域生活支援給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行 | 18 厚令 171 第 15 条第 1 項 | 適宜必要と認める資料 | 適・否・非該当 | |

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書 | 事業所チェック | 備考欄 |
|---|---|-----------------------|-------------------|---------|-----|
| 請に係る援助 | っているか。 | | | | |
| | (2) 指定訪問入浴サービス事業者は、訪問入浴サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う地域生活支援費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | 18 厚令 171 第 15 条第 2 項 | 適宜必要と認める資料 | 適・否・非該当 | |
| 8 心身の状況等の把握 | 指定訪問入浴サービス事業者は、指定訪問入浴サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 18 厚令 171 第 16 条 | アセスメント記録 ケース記録 | 適・否・非該当 | |
| 9 指定障がい福祉サービス事業者等との連携等 | (1) 指定訪問入浴サービス事業者は、指定訪問入浴サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 18 厚令 171 第 17 条第 1 項 | 個別支援計画 ケース記録 | 適・否・非該当 | |
| | (2) 指定訪問入浴サービス事業者は、指定訪問入浴サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 18 厚令 171 第 17 条第 2 項 | 個別支援計画 ケース記録 | 適・否・非該当 | |
| 10 身分を証する書類の携行 | 指定訪問入浴サービス事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 | 18 厚令 171 第 18 条 | 適宜必要と認める資料 | 適・否・非該当 | |
| 11 サービスの提供の記録 | (1) 指定訪問入浴サービス事業者は、指定訪問入浴サービスを提供した際は、当該指定訪問入浴サービスの提供日、内容その他必要な事項を、指定訪問入浴サービスの提供の都度記録しているか。 | 18 厚令 171 第 19 条第 1 項 | サービス提供の記録 | 適・否・非該当 | |
| | (2) 指定訪問入浴サービス事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障がい者等から指定訪問入浴サービスを提供したことについて確認を受けているか。 | 18 厚令 171 第 19 条第 2 項 | サービス提供の記録 | 適・否・非該当 | |
| 12 指定訪問入浴サービス事業者が支給決定障がい者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | (1) 指定訪問入浴サービス事業者が、指定訪問入浴サービスを提供する支給決定障がい者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障がい者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | 18 厚令 171 第 20 条第 1 項 | 適宜必要と認める資料 | 適・否・非該当 | |
| | (2) (1)の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障がい者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障がい者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。 | 18 厚令 171 第 20 条第 2 項 | 適宜必要と認める資料 | 適・否・非該当 | |

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書 | 事業所チェック | 備考欄 |
|----------------------|---|-----------------------|--------------|---------|-----|
| 13 利用者負担額等の受領 | (1) 指定訪問入浴サービス事業者は、指定訪問入浴サービスを提供した際は、支給決定障がい者等から当該指定訪問入浴サービスに係る利用者負担額の支払を受けているか。 | 18 厚令 171 第 21 条第 1 項 | 請求書 領収書 | 適・否・非該当 | |
| | (2) 指定訪問入浴サービス事業者は、法定代理受領を行わない指定訪問入浴サービスを提供したときは、支給決定障がい者等から当該指定訪問入浴サービスに係る指定障がい福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 | 18 厚令 171 第 21 条第 2 項 | 請求書 領収書 | 適・否・非該当 | |
| | (3) 指定訪問入浴サービス事業者は、(1) 及び (2) の支払を受ける額のほか、支給決定障がい者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定訪問入浴サービスを提供する場合は、これに要した交通費の額の支払を支給決定障がい者等から受けることができるが、当該交通費の額を受けているか。 | 18 厚令 171 第 21 条第 3 項 | 請求書 領収書 | 適・否・非該当 | |
| | (4) 指定訪問入浴サービス事業者は、(1) から (3) までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障がい者等に対し交付しているか。 | 18 厚令 171 第 21 条第 4 項 | 領収書 | 適・否・非該当 | |
| | (5) 指定訪問入浴サービス事業者は、(3) の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障がい者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障がい者等の同意を得ているか。 | 18 厚令 171 第 21 条第 5 項 | 重要事項説明書 | 適・否・非該当 | |
| 14 利用者負担額に係る管理 | 指定訪問入浴サービス事業者は、支給決定障がい者等の依頼を受けて、当該支給決定障がい者等が同一の月に当該指定訪問入浴サービス事業者が提供する指定訪問入浴サービス及び他の指定障がい福祉サービス等を受けたときは、当該指定訪問入浴サービス及び他の指定障がい福祉サービス等に係る指定障がい福祉サービス等費用基準額から当該指定訪問入浴サービス及び他の指定障がい福祉サービス等につき法第 29 条第 3 項（法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。 | 18 厚令 171 第 22 条 | 適宜必要と認める書類 | 適・否・非該当 | |
| 15 地域生活支援給付費の額に係る通知等 | (1) 指定訪問入浴サービス事業者は、法定代理受領により市町村から指定訪問入浴サービスに係る地域生活支援給付費の支給を受けた場合は、支給決定障がい者等に対し、当該支給決定障がい者等に係る地域生活支援給付費の額を通知しているか。 | 18 厚令 171 第 23 条第 1 項 | 通知の写し | 適・否・非該当 | |
| | (2) 指定訪問入浴サービス事業者は、法定代理受領を行わない指定訪問入浴サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定訪問入浴サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障がい者等に対して交付しているか。 | 18 厚令 171 第 23 条第 2 項 | サービス提供証明書の写し | 適・否・非該当 | |

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書 | 事業所チェック | 備考欄 |
|-------------------------|--|-----------------------|---------------------------------|---------|-----|
| 16 指定訪問入浴サービスの基本取扱方針 | (1) 指定訪問入浴サービスは、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供しているか。 | 18 厚令 171 第 24 条第 1 項 | 適宜必要と認める書類 | 適・否・非該当 | |
| | (2) 指定訪問入浴サービス事業者は、その提供する指定訪問入浴サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 18 厚令 171 第 24 条第 2 項 | 適宜必要と認める書類 | 適・否・非該当 | |
| 17 指定訪問入浴サービスの具体的取扱方針 | 訪問入浴サービス従業者の行う指定訪問入浴サービスの方針は、次に掲げるところによるものとしているか。 | 介護基準第 50 条 | 適宜必要と認める書類 | 適・否・非該当 | |
| | ① 指定訪問入浴サービスの提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供しているか。 | | 適宜必要と認める書類 | 適・否・非該当 | |
| | ② 指定訪問入浴サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 | | 適宜必要と認める書類 | 適・否・非該当 | |
| | ③ 指定訪問入浴サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。 | | 適宜必要と認める書類 | 適・否・非該当 | |
| | ④ 指定訪問入浴サービスの提供は、1 回の訪問につき、看護職員 1 人及び介護職員 2 人をもって行うものとし、これらの者のうち 1 人を当該サービスの提供の責任者としているか。 ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることことができる。 | | 適宜必要と認める書類 | 適・否・非該当 | |
| | ⑤ 指定訪問入浴サービスの提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用しているか。 | | 適宜必要と認める書類 | 適・否・非該当 | |
| 18 サービス等利用計画に沿ったサービスの提供 | 指定訪問入浴サービス事業者は、サービス等利用計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問入浴サービスを提供しているか。 | 介護基準第 16 条 | サービス提供の記録 サービス等利用計画 | 適・否・非該当 | |
| 19 緊急時等の対応 | 訪問入浴サービス従業者は、現に指定訪問入浴サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師またはあらかじめ当該指定訪問入浴サービス事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | 介護基準第 51 条 | 緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録 | 適・否・非該当 | |

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書 | 事業所チェック | 備考欄 |
|-------------------------|--|-----------------------|-----------------------------|---------|-----|
| 20 管理者の責務 | (1) 指定訪問入浴サービス事業所の管理者は、指定訪問入浴サービス事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 | 介護基準第 52 条第 1 項 | 適宜必要と認める書類 | 適・否・非該当 | |
| | (2) 指定訪問入浴サービス事業所の管理者は、当該指定訪問入浴サービス事業所の従業者がこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | 介護基準第 52 条第 2 項 | 適宜必要と認める書類 | 適・否・非該当 | |
| 21 支給決定障がい者等に関する市町村への通知 | 指定訪問入浴サービス事業者は、指定訪問入浴サービスを受けている支給決定障がい者等が偽りその他不正な行為によって地域生活支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 | 18 厚令 171 第 29 条 | 適宜必要と認める書類 | 適・否・非該当 | |
| 22 運営規程 | 指定訪問入浴サービス事業者は、指定訪問入浴サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定訪問入浴サービスの内容並びに支給決定障がい者等から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨ その他運営に関する重要事項 | 18 厚令 171 第 31 条 | 運営規程 | 適・否・非該当 | |
| 23 勤務体制の確保等 | (1) 指定訪問入浴サービス事業者は、利用者に対し、適切な指定訪問入浴サービスを提供できるよう、指定訪問入浴サービス事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。 | 18 厚令 171 第 33 条第 1 項 | 従業者の勤務表 | 適・否・非該当 | |
| | (2) 指定訪問入浴サービス事業者は、指定訪問入浴サービス事業所ごとに、当該指定訪問入浴サービス事業所の従業者によって指定訪問入浴サービスを提供しているか。 | 18 厚令 171 第 33 条第 2 項 | 勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類 | 適・否・非該当 | |
| | (3) 指定訪問入浴サービス事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 | 18 厚令 171 第 33 条第 3 項 | 研修計画、研修実施記録 | 適・否・非該当 | |
| | (4) 指定訪問入浴サービス事業者は、適切な指定訪問入浴サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴サービス従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか | 18 厚令 171 第 33 条第 4 項 | 就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類 | 適・否・非該当 | |

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書 | 事業所チェック | 備考欄 |
|---------------|--|----------------------|--|---------|-----|
| 24 業務継続計画の策定等 | (1) 指定訪問入浴サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問入浴サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 【令和6年3月31日までは努力義務】 | 18厚令171 第33条の2第1項 | 業務継続計画 | 適・否・非該当 | |
| | (2) 指定訪問入浴サービス事業者は、訪問入浴サービス従業者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っているか。 ※研修：年1回以上 ※訓練：年1回以上 【令和6年3月31日までは努力義務】 | 18厚令171 第33条の2第2項 | 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 | 適・否・非該当 | |
| | (3) 指定訪問入浴サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 【令和6年3月31日までは努力義務】 | 18厚令171 第33条の2第3項 | 業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類 | 適・否・非該当 | |
| 25 衛生管理等 | (1) 指定訪問入浴サービス事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 | 18厚令171 第34条第1項 | 適宜必要と認める書類 | 適・否・非該当 | |
| | (2) 指定訪問入浴サービス事業者は、指定訪問入浴サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 | 18厚令171 第34条第2項 | 適宜必要と認める書類 | 適・否・非該当 | |
| | (3) 指定訪問入浴サービス事業者は、当該指定訪問入浴サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定訪問入浴サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に行っていると、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ※委員会：6月に1回以上 ② 当該指定訪問入浴サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定訪問入浴サービス事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行っているか。 ※研修：年1回以上 ※訓練：年1回以上 【令和6年3月31日までは努力義務】 | 18厚令171 第34条第3項 | 委員会議事録 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 | 適・否・非該当 | |
| 26 掲示 | (1) 指定訪問入浴サービス事業者は、指定訪問入浴サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 | 18厚令171 第35条第1項 | 事業所の掲示物 | 適・否・非該当 | |

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書 | 事業所チェック | 備考欄 |
|-------------|---|------------------------------|---|---------|-----|
| | (2) 指定訪問入浴サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問入浴サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 | 18 厚令 171 第 35 条第 2 項 | 備え付け資料 | 適・否・非該当 | |
| 27 身体拘束等の禁止 | (1) 指定訪問入浴サービス事業者は、指定訪問入浴サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。 | 18 厚令 171 第 35 条の 2 第 1 項 | 個別支援計画 身体拘束等に関する書類 | 適・否・非該当 | |
| | (2) 指定訪問入浴サービス事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | 18 厚令 171 第 35 条の 2 第 2 項 | 身体拘束等に関する書類 （必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等） | 適・否・非該当 | |
| | (3) 指定訪問入浴サービス事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。※委員会：年 1 回以上 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。※研修：年 1 回以上 | 18 厚令 171 第 35 条の 2 第 3 項 | 委員会議事録 身体拘束等の適正化のための指針 研修を実施したことが分かる書類 | 適・否・非該当 | |
| 28 秘密保持等 | (1) 指定訪問入浴サービス事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 18 厚令 171 第 36 条第 1 項 | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書 | 適・否・非該当 | |
| | (2) 指定訪問入浴サービス事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じているか。 | 18 厚令 171 第 36 条第 2 項 | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる書類（就業規則等） | 適・否・非該当 | |
| | (3) 指定訪問入浴サービス事業者は、他の指定障がい福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | 18 厚令 171 第 36 条第 3 項 | 個人情報同意書 | 適・否・非該当 | |
| 29 情報の提供等 | (1) 指定訪問入浴サービス事業者は、指定訪問入浴サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、指定訪問入浴サービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | 18 厚令 171 第 37 条第 1 項 | 情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等） | 適・否・非該当 | |

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書 | 事業所チェック | 備考欄 |
|-------------|---|-----------------------|---|---------|-----|
| | (2) 指定訪問入浴サービス事業者は、当該指定訪問入浴サービス事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | 18 厚令 171 第 37 条第 2 項 | 事業者のHP画面・パンフレット | 適・否・非該当 | |
| 30 利益供与等の禁止 | (1) 指定訪問入浴サービス事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障がい福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定訪問入浴サービス事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 18 厚令 171 第 38 条第 1 項 | 適宜必要と認める書類 | 適・否・非該当 | |
| | (2) 指定訪問入浴サービス事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障がい福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 18 厚令 171 第 38 条第 2 項 | 適宜必要と認める資料 | 適・否・非該当 | |
| 31 苦情解決 | (1) 指定訪問入浴サービス事業者は、その提供した指定訪問入浴サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 | 18 厚令 171 第 39 条第 1 項 | 苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物 | 適・否・非該当 | |
| | (2) 指定訪問入浴サービス事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 18 厚令 171 第 39 条第 2 項 | 苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル | 適・否・非該当 | |
| | (3) 指定訪問入浴サービス事業者は、その提供した指定訪問入浴サービスに関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定訪問入浴サービス事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 18 厚令 171 第 39 条第 3 項 | 市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 | 適・否・非該当 | |
| | (4) 指定訪問入浴サービス事業者は、その提供した指定訪問入浴サービスに関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定訪問入浴サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 18 厚令 171 第 39 条第 4 項 | 都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 | 適・否・非該当 | |
| | (5) 指定訪問入浴サービス事業者は、その提供した指定訪問入浴サービスに関し、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定訪問入浴サービス事業所の設備若しくは帳簿書類 | 18 厚令 171 第 39 条第 5 項 | 都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 | 適・否・非該当 | |

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書 | 事業所チェック | 備考欄 |
|-------------|---|--------------------|--|---------|-----|
| | その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | | | | |
| | (6) 指定訪問入浴サービス事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。 | 18厚令171 第39条第6項 | 都道府県等への報告書 | 適・否・非該当 | |
| | (7) 指定訪問入浴サービス事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | 18厚令171 第39条第7項 | 運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる書類 | 適・否・非該当 | |
| 32 事故発生時の対応 | (1) 指定訪問入浴サービス事業者は、利用者に対する指定訪問入浴サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 18厚令171 第40条第1項 | 事故対応マニュアル 市、家族等への報告記録 | 適・否・非該当 | |
| | (2) 指定訪問入浴サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 | 18厚令171 第40条第2項 | 事故の対応記録 ヒヤリハットの記録 | 適・否・非該当 | |
| | (3) 指定訪問入浴サービス事業者は、利用者に対する指定訪問入浴サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | 18厚令171 第40条第3項 | 再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる書類(賠償責任保険書類等) | 適・否・非該当 | |
| 33 虐待の防止 | (1) 指定訪問入浴サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定訪問入浴サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。※委員会：年1回以上 ② 当該指定訪問入浴サービス事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。※研修：年1回以上 ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 | 18厚令171 第40条の2 | 委員会議事録 従業員に周知したことが分かる書類 研修を実施したことが分かる書類 担当者が配置されていることが分かる書類(辞令、人事記録等) | 適・否・非該当 | |
| 34 会計の区分 | 指定訪問入浴サービス事業者は、指定訪問入浴サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問入浴サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | 18厚令171 第41条 | 収支予算書・決算書等の会計書類 | 適・否・非該当 | |
| 35 記録の整備 | (1) 指定訪問入浴サービス事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 18厚令171 第42条第1項 | 職員名簿 設置・備品台帳 帳簿等の会計書類 | 適・否・非該当 | |
| | (2) 指定訪問入浴サービス事業者は、利用者に対する指定訪問入浴サービスの提供に関する諸記録を整備し、当該指定訪問入浴サービスを提供した日 | 18厚令171 第42条第2項 | 各種記録簿冊 | 適・否・非該当 | |

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書 | 事業所チェック | 備考欄 |
|-----------|--|------------------------|------------|---------|-----|
| | から5年間保存しているか。 | | | | |
| 36 電磁的記録等 | (1) 指定訪問入浴サービス事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（2の（1）の受給者証記載事項又は6の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 | 18 厚令 171 第 224 条第 1 項 | 電磁的記録簿冊 | 適・否・非該当 | |
| | (2) 指定訪問入浴サービス事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法を用いる。）によることができる。 | 18 厚令 171 第 224 条第 2 項 | 適宜必要と認める資料 | 適・否・非該当 | |

第5 変更の届出等（指定要綱）

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書 | 事業所チェック | 備考欄 |
|--------|--|------------|------------|---------|-----|
| 変更の届出等 | (1) 指定事業者は、申請に係る事項に変更があったときは、速やかに変更届出書に関係書類を添えて、市長に届け出ているか。 | 指定要綱第4条第1項 | 適宜必要と認める書類 | 適・否・非該当 | |
| | (2) 指定事業者は、当該指定に係るサービス事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、速やかに廃止・休止・再開届出書により市長に届け出ているか。 | 指定要綱第4条第2項 | 適宜必要と認める書類 | 適・否・非該当 | |

第6 地域生活支援給付費の算定及び取扱い（実施要綱）

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書 | 事業所チェック | 備考欄 | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|------------|----------------|---------|------|-----------------------|------|---------|---------|----------|-------|---------------|------|---------|----------|-------|------------|----------------|---------|--|
| サービスに要する費用の額 | <p>(1) 指定訪問入浴サービスに要する費用の額は、1単位の単価10円として以下に定める単位数により算定しているか。</p> <table border="1" data-bbox="264 244 1077 683"> <thead> <tr> <th colspan="2">実施区分</th> <th>金額</th> <th>算定単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">看護職員1人及び介護職員2人で行う訪問入浴</td> <td>全身入浴</td> <td>1,250単位</td> <td rowspan="4">1人1回当たり</td> </tr> <tr> <td>清拭及び部分入浴</td> <td>875単位</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">介護職員3人で行う訪問入浴</td> <td>全身入浴</td> <td>1,188単位</td> </tr> <tr> <td>清拭及び部分入浴</td> <td>832単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 看護職員とは、看護師、准看護師をいう。 部分浴とは、洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。</p> | 実施区分 | | 金額 | 算定単価 | 看護職員1人及び介護職員2人で行う訪問入浴 | 全身入浴 | 1,250単位 | 1人1回当たり | 清拭及び部分入浴 | 875単位 | 介護職員3人で行う訪問入浴 | 全身入浴 | 1,188単位 | 清拭及び部分入浴 | 832単位 | 実施要綱第5条第1項 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 適・否・非該当 | |
| 実施区分 | | 金額 | 算定単価 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 看護職員1人及び介護職員2人で行う訪問入浴 | 全身入浴 | 1,250単位 | 1人1回当たり | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 清拭及び部分入浴 | 875単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護職員3人で行う訪問入浴 | 全身入浴 | 1,188単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 清拭及び部分入浴 | 832単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (2) (1)に定めるもののほか、サービスに伴う光熱水費等の実費は利用者の負担としているか。 | 実施要綱第5条第2項 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 適・否・非該当 | | | | | | | | | | | | | | | | |